



2020年度 独立型社会福祉士研修

この研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっており、すべての要件(全7項目/裏面参照)を満たす方が名簿登録の対象となります。

1. 日 程：2021年2月28日(日)
2. 開催方法：オンライン研修 (Zoomミーティング)
3. プログラム：

【事前課題】(12月頃～)

1. e-ラーニング講座の視聴
①「独立型社会福祉士とは」
②「契約とリスク、労務管理～委任契約、個人情報管理、労務管理の要点～」
 2. 事前課題の提出
- *事前課題の詳細は、受講決定通知書に同封します。
*研修受講費とは別に、e-ラーニング講座の視聴料2,200円がかかります。

【オンラインスクーリング】(2021年2月28日開催)

時間	内 容
11:50～12:00	オリエンテーション、開会挨拶
12:00～13:10 (70分)	講 義「独立型社会福祉士概説」 講 師：小川 幸裕 氏 (弘前学院大学)
13:10～13:20	休憩 (10分)
13:20～17:00 (220分)	講義・演習「事業の計画と報告」 講 師：高田 美保 氏 (社会福祉士事務所にじみる) 報告者：高橋 岳志 氏 (一般社団法人かな社会事業事務所) ：横田 一也 氏 (社会福祉士事務所カラーサ)
17:00～17:10	休憩 (10分)
17:10～17:30 (20分)	講 義「独立型社会福祉士名簿登録について」 講 師：松谷 恵子 氏 (まつたに社会福祉士事務所)

4. 受講対象者：以下の①～④すべてを満たす者
①日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属している正会員
②ソーシャルワーク実践経験が5年以上ある者
③独立する意思のある者、もしくは独立した活動をしている者
④すべてのプログラム(事前課題を含む)に出席でき、e-ラーニング講座の受講ができる者
5. 定 員：80名(先着順)
*受講者数が少ない場合は、本研修を開催しない場合がありますので予めご了承ください。
6. 受講費：14,000円(資料代含む)
*研修の受講費とは別にe-ラーニング講座の視聴料2,200円がかかります。
7. 受講可否：受講の可否は、11月下旬頃にEメールにて通知します。
受講決定者へは、「e-ラーニング講座」「事前課題」「受講費の納入方法」「キャンセルの扱い」などについてご案内しますので、必ず本会の生涯研修センターからのEメールを受信できるようにしてください。
8. 申込方法：以下に掲載しているQRコードもしくはURLから、研修申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。受付が完了すると「申込完了メール」が届きます。

【研修申込フォームURL】

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=oard-lctbrc-073f7f04d9b2b698afe7a113edab6a81>



9. 申込期間：2020年9月9日(水) 10:30～11月13日(金) 16:00
10. 研修単位：本研修は、生涯研修制度独自の研修・実績(①社会福祉士会が行う研修で認定社会福祉士制度の認証を受けていない研修)の7.25時間となります。
11. 自然災害の発生・通信状況等により中止する場合について
自然災害の発生、本会の通信状況の不具合等により、やむを得ず本研究集会の開催を中止する場合があります。中

止の判断基準は、本会・生涯研修センターホームページに掲載している「自然災害等発生時の研修会運営の判断について」をご確認ください。また、開催中止を決定した場合には、本会ホームページ「生涯研修センター最新情報」にてお知らせします。自然災害の発生、本会の通信状況の不具合により、主催者側が開催の中止を決定した場合、ご入金いただいた受講費は返金いたします。

なお、受講者の通信環境、通信機器の原因により、当日受講できない場合についての返金はいりませんので、予めご了承ください。

12. その他

- 本研修の受講申込にあたり、本会ホームページの本研修の案内ページにある、別紙「オンライン研修の受講方法」をご確認、ご了承の上、お申し込みください。
- お預かりした個人情報は当研修会の運営目的以外には使用いたしません。研修会当日、「受講者名簿」を受講者全員に配布します。受講者名簿には、受講者番号、氏名、都道府県、勤務先を掲載します。
- 研修会の受講に際して、配慮が必要な点等ありましたら通信欄へご記入ください。
- 本研修は、独立型社会福祉士名簿の更新要件に定める「独立型社会福祉士に関する研修等」には該当しません。

13. 主催・申込・問い合わせ先

公益社団法人 日本社会福祉士会 生涯研修センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階

TEL：03-3355-6541（月～金 10:15～16:15） e-mail：kenshu-center@jacsw.or.jp

◆◆ 独立型社会福祉士名簿登録制度と認定社会福祉士制度について ◆◆

独立型社会福祉士名簿登録制度

1. 独立型社会福祉士の名簿登録要件

以下(1)～(7)のすべての要件を満たす者

- (1) 都道府県社会福祉士会の会員である者。
- (2) 認定社会福祉士登録機関に登録した「認定社会福祉士」である者
- (3) 本会へ事業の届出をした者。
- (4) 本会独立型社会福祉士委員会主催の独立型社会福祉士に関する研修を修了した者。
- (5) 毎年の事業報告書の提出を確約した者。
- (6) 社会福祉士賠償責任保険等への加入を確約した者。
- (7) 独立型社会福祉士名簿の公開に同意した者。

2. 経過措置

独立型社会福祉士の名簿登録要件(2)「認定社会福祉士である者」の要件については、当面の間は以下の①～②のいずれかに該当する者も（経過措置期間のみ）認められます。ただし、これにより「認定社会福祉士」とみなされるものではありませんのでご注意ください。

①2013年3月31日時点において独立型社会福祉士名簿（以下「旧名簿」）に登録していた者。

②生涯研修制度の「基礎課程」を修了している者

なお、生涯研修制度研修単位基準細則に規定される2011年度以前に本会に所属した社会福祉士で旧生涯研修制度の共通研修課程修了認定を1回以上受けているものは「基礎課程」を修了したものとみなす。

<ご注意>

※この経過措置は一定期間の対応となります。①～②で名簿登録された方（経過措置対象者）であっても、経過措置期間終了後は、本来要件とする「認定社会福祉士である者」の要件を満たさない場合は、名簿登録を継続することができませんので、経過措置期間中に本来要件を満たすようご準備ください。

認定社会福祉士の要件

1. 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること。
2. 日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲罰の権能を持っている団体の正会員であること。
(注1：申請時に日本社会福祉士会会員、注2：もしくは日本医療社会福祉協会会員であること)
3. 社会福祉士資格取得後、相談援助実務経験が過去10年以内に5年以上あり、且つこの間、原則として社会福祉士制度における指定施設および職種に準ずる業務等に従事していること。このうち、社会福祉士を取得してからの実務経験が複数の分野にまたがる場合、認定を受ける分野での経験は2年以上あること。
4. 別に例示する実務経験があること。
5. 認められた機関での研修（スーパービジョン実績を含む）を受講していること。(注3)
注1 認定後に団体の正会員でなくなると認定社会福祉士は取り消されます。
注2 日本社会福祉士会の正会員に所属する社会福祉士を指します。
注3 現在は経過措置対応がなされており「認定社会福祉士特別研修」もしくは「みなし特別研修」を修了している方も該当します



